

佐渡判官入道道譽都ヲ落ケル時、我宿所ヘハ定テ、サモトアル大將ヲ入替ンズラントテ、尋常ニ取シタ、メテ、六間ノ會所ニハ、大紋ノ疊ヲ敷雙ベ、本尊、脇繪、花瓶、香爐、罐子、盆ニ至マデ、一樣ニ皆置調ヘテ、書院ニハ、羲之ガ草書ノ偈、韓愈ガ文集、眠藏ニハ、沈ノ枕ニ、鈍子ノ宿直物ヲ取副テ置ク、十二間ノ遠侍ニハ、鳥、兎、雉、白鳥、三竿ニ懸雙ベ、三石入計ナル大筒ニ酒ヲ湛ヘ、遁世者二人留置テ、誰ニテモ此宿所ヘ來ラン人ニ、一獻ヲ進メヨト、巨細ヲ申置ニケリ、楠一番ニ打入タリケルニ、遁世者二人出向テ、定テ此弊屋ヘ御入ヅ候ハシズラン、一獻ヲ進メ申セト、道譽禪門申置レテ候ト、色代シテゾ出迎ケル、道譽ハ相模守ノ當敵ナレバ、此宿所ヲバ定テ毀燒ベシト、憤ラレケレドモ、楠此情ヲ感ジテ、其儀ヲ止シカバ、泉水ノ木一本ヲモ不損、客殿ノ疊ノ一帖ヲモ不失、剩遠侍ノ酒肴以前ノヨリモ結構シ、眠藏ニハ秘藏ノ鎧ニ白幅輪ノ太刀一振置テ、郎等一人止置テ、道譽ニ技替シテ、又都ヲゾ落タリケル、道譽ガ今度ノ振舞ナサケ深ク、風情有ト感ゼヌ人モ無リケリ、例ノ古博奕ニ出シヌカレテ、幾程ナクテ楠太刀ト鎧ヲ取ラレタリト、笑フ族モ多カリケリ、

〔常山紀談一〕持資田 太京に上りしとき、慈照院政義 饗應せんとなり、慈照院殿に一ツの猿あり、見まらぬ人をば、必かき傷ふといふ事を持資聞て、猿つかひに賂して猿をかり、旅亭の庭につなぎ、出仕の装束して、側を過るに猿飛かゝるを、鞭を以て思ふさまにたゞ、き伏たれば、後には猿首をたれて恐れ居たり、持資猿つかひの人に禮謝して、猿をかへしたり、かくて饗應の日、かねて慈照院殿かの猿を通るべき所につなぎおきて、持資が狼狽するを見んと待れたるに、持資をかゝの猿見るとひとしく、地に平伏す、持資衣紋ひきつくろひ、打過たりければ、唯人に非ずと、大に驚れたるとなり、

〔常山紀談一〕北條早雲盲人は無用の物として、小田原領分のめくら法師をからめて、海にふしづけに沈んとせられしかば、盲人皆四方に逃ちりける、其中を潛に間に用ひられしとぞ、